

豊川市下水道接続ます設置基準

豊川市では、下水道供用開始区域内（市街化調整区域を除く[一部例外あり]）で、下水道をご利用になる際に、敷地内に接続ますが設置されていない場合は、基本的に1つの宅地に1箇所、面積が広い土地（500m²以上）の場合は2箇所まで公費で設置をしています。また、土地が分筆による譲渡（分譲）の場合については、以下のとおりとなります。

○設置基準について

①1つの宅地で、土地面積による公費での接続ますの設置可能な箇所数を変更します。

土地面積による公費での接続ます設置可能数(2箇所まで可能)

(1) 500m²未満 1箇所

(2) 500m²以上 1箇所増設可能(2箇所まで)

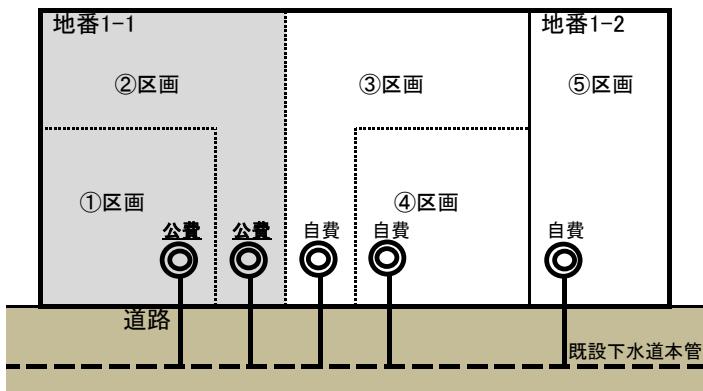
※既設で接続ますが設置されれば、それも公費の数に入れます。

②転売を目的として土地の分筆を伴う譲渡（分譲）を行う場合、元の土地の範囲を1つの宅地とします。

※建築開発事業等事前申請が必要な土地分譲事業（市街化区域内の場合1,000m²以上となる一団の土地）において、土地の分筆を伴う譲渡（分譲）を行う場合、建売住宅での分譲に限らず、土地のみ分譲の場合についても、元の土地の範囲を1つの宅地として、既設の接続ますが現地にある場合はそれを含め最大2箇所まで公費で設置します。（令和3年1月より建築開発事業等事前申請があるものから）

※土地購入者が建物建築時に申請する接続ますの設置の場合についてもこの基準が適用されます。

（例）既設の接続ますがない土地の場合



・地番1-1、1-2の筆が同一所有者の場合 1-1、1-2合わせて1つの宅地とするが、所有者が違ったとしても、1つの分譲計画を1つの宅地として考えます。

・地番1-1、1-2を合わせた敷地面積が、合計600m²とするとこのうち2箇所まで、面積基準により、公費設置とします。区画番号の若い順①区画、②区画を公費設置とし、③区画、④区画、⑤区画は自費設置とします。

・①区画、②区画でまず申請があり、その数か月後に③区画～⑤区画で申請がある場合等、申請時期が異なっていても同じ扱いとします。

【問い合わせ先】

豊川市上下水道部 下水整備課 維持係 0533-93-0183